

令和8年度

危険木伐採事業補助金のご案内

○補助対象事業

住宅に倒れる恐れのある危険木の伐採

※危険木の伐採に支障となる木等の伐採や、伐採した木の現地での片付け、集積も対象。

※芯止め等、危険木の一部だけを伐採する事業についても、倒木被害の恐れが解消できる場合に限り対象。

○補助対象者

森林所有者または居住者である個人
法人や団体、神社仏閣は申請できません

○補助金額

補助率:4分の3以内

上限額:50万円（1申請あたり）

○申請受付締切

令和9年2月26日(金) 必着

※申請額が予算額に達した時点で
受付を終了します。

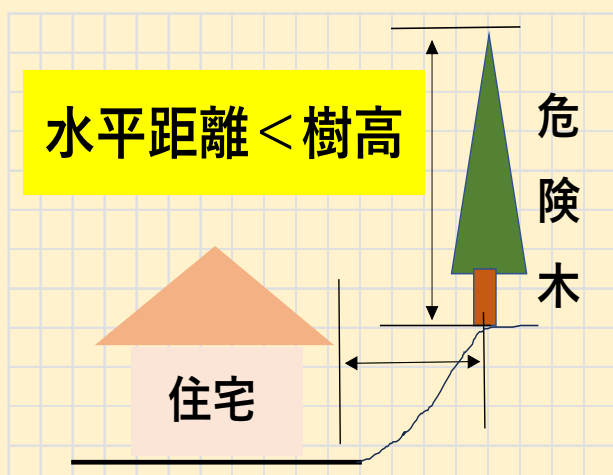
○危険木の条件

①幹回りが60センチメートル以上

胸高(地上 1.2メートル)で計測

※直径ではありません

②樹高が住宅までの水平距離より高い



③地域森林計画の対象林内にある木

下の QR コード(マップあいちの森林情報マップ)から確認可能



●そのほか補助金の注意点

- ・市内の伐採事業者に依頼すること
- ・住宅は居住実態があり、実施後も3年以上居住が見込まれること
- ・空き家や倉庫、事務所、別荘等は対象外
- ・補助金の交付は1住宅につき1回限り

○事業の流れ

申請者	市	内容
事前準備		・危険木の計測(地上 1.2mの幹回りが 60cm 以上) ・樹高 > 住宅との水平距離かどうかの確認 ・地域森林計画の対象林内にあることの確認 ・接する森林所有者又は居住者の同意 ・伐採事業者から見積書の徴収 ※現地確認でわかるよう危険木に目印(紐等)を巻く
交付申請 (森林所有者 又は居住者)		・交付申請書(事業計画書、収支計画、同意書等)提出 ・申請受付締切: 2/26(金) 必着 ※申請額が予算額に達した時点で受付は終了
	交付決定通知	・審査のうえ申請者へ通知
事業着手		・作業を伐採事業者へ依頼
事業完了		・作業の完了後、伐採事業者から請求書を受領
(概算払請求)	(概算払いの場合に 補助金の支払い)	(概算払いを請求する場合) ※概算払申請は 2/26(金)までに提出
事業者へ支払い		・支払い後、領収書を受領 ※事業者への支払いは 3/31(水)までに完了
実績報告		・実績報告書の提出
	額の確定通知	・現地確認等検査のうえ補助金額を確定し通知
補助金の請求	補助金の支払い	・市から補助金の振り込み

補助対象事業	・危険木の伐採 ・作業の支障となる木の伐採 ・片付け, 集積
補助対象外事業	・搬出, 運搬 ・処分 ・伐根

○申請書の提出

郵送、Eメール、あいち電子申請・届出システム、窓口で受け付けます。

※申請様式等詳細は市ホームページから確認できます。

提出・問合せ先	豊田市 産業部 森林課 住 所 : 444-2424 豊田市足助町宮ノ後 19-5 TEL : (0565) 62-0602 E-mail : shinrin@city.toyota.aichi.jp
---------	---

○参考



豊田市ホームページはこちら
(危険木伐採事業補助金ページ)